

「経済制裁における人道的 免除措置の再評価」

松 隈 潤¹⁾

1. はじめに

経済制裁における人道的免除措置については、長期に及んだ国連の対イラク経済制裁以降、その問題点に関する研究が活発に行われた²⁾。近年、国際経済法学の代表的な体系書においても本件について言及がなされるようになってきている。

たとえば、ローウエンフェルドの*International Economic Law*においては、その第8部で「政治目的のための経済的コントロール」と題して「国連その他の集团的制裁」及び「条約によらない経済制裁」について検討しているが、その中で「人道的免除措置」に関しては「義務的制裁からの共通の免除」という項目で以下の通り解説がなされている。

「国連憲章41条は安保理が課す制裁について何らの制限も付してはいない。しかし、制裁の行使が増加するにともなって、一定の免除を含むことが慣行化してきている。最も一般的な免除としては厳密に医療目的の物資をあげることができる。他の一般的な免除としては教育機器、出版物、報道用品、食糧があり、それらが赤十字等の組織によって、制裁対象国政府が好む団体へは届けられないことが確保される場合に免除され、その輸入のための支払いが制裁から除外される。他の免除としては、たとえば石油製品の供給禁止にもかかわらず対ハイチ制裁においては調理のためのプロパンガスが免除されたし、対イラク

制裁ではメッカへの巡礼目的のイラクからの飛行が免除された。全体として、国連が制裁の適用において経験を積むにしたがって、対象国政府を処罰したいという願望と、抑圧された国民を保護したいという願望が明らかに矛盾するという枠組みの中で、特定の禁止事項、また免除事項については一定程度交渉可能なものとなってきたといえることができる。³⁾

ローウェンフェルドによる『国際経済法』の体系においてその第8部22章「国連および他の集団的制裁」の構成は以下の通りである。すなわち「A 国連による制裁」として「1、安保理の決定による制裁」、「2、義務的制裁の根拠」、「3、制裁の範囲 (a)いかなる制裁を命じることができるか、(b)制裁の使用の増加、(c)義務的制裁の形態、(d)制裁の領域的範囲、(e)制裁の期間」、「4、制裁の履行」、「5、制裁の強制」、「6、義務的制裁からの共通の免除」、「7、国連による非拘束的制裁」といった項目がある。また「B 経済制裁と地域的取極：OASによる集団的措置」として、「8、サンフランシスコにおける妥協」、「9、OAS憲章とリオ条約」、「10、代表的先例 (a)ドミニカ共和国に対する制裁 (1960年)、(b)キューバに対する制裁 (1962年—)」、「11、OAS、国連安保理とハイチ・ケース (1991—4年)」といった項目がある。

このように国際経済法学の体系書においても本件に関する分析がなされているわけであるが、そこではこの問題について「経済制裁措置の合法性」という観点から検討が行われているわけではない。筆者は人道的免除措置が経済制裁措置の合法性を再検討するにあたって重要な要素となってくるのではないかと考えている。本稿においては、人道的免除措置に関連する国際機関による検討や先行研究等を分析したうえで、経済制裁措置の合法性についてこの観点から再検討を行いたいと考えている。

2. 経済制裁の事例

(1) 米国による対キューバ制裁

2002年にジョージタウン大学ロー・センターのカーター教授が中心になって

編纂した米国の経済制裁に関する研究によると、2002年時点において米国が国内法に基づいて実施していた一方的経済制裁措置の対象国は70数カ国にのぼっていた⁴⁾。

その中でも対キューバ制裁は人道的免除措置との関連で重要なケースである。

米国の対キューバ制裁措置は1960年に開始され、今日も続いている。米国はキューバの砂糖輸出に対し禁輸措置を発動している。米国による単独の経済制裁措置であるが、米国がキューバにとって主要な砂糖輸出先であることから影響は大きかった。さらに1962年に米国議会が対外援助法を修正してキューバを援助する国に対し米国の援助を禁止したことからキューバの経済関係のほとんどが消滅した。米国の経済力により、単独の経済制裁措置が多数国間の経済制裁措置と同様な効果を有することとなったのである。ソ連がキューバ経済を支えたが、ソ連の崩壊によってキューバ経済は危機に陥った。対キューバ制裁においては食糧、医薬品についてもその対象となっている。1992年のキューバ民主化法以降、キューバの医療事情は急激に悪化している。米国企業に合併された欧州の医薬品企業は同法によってキューバとの取引を禁じられている。また、医薬品供給における認可手続きの複雑さによってキューバとの医薬品取引が妨げられている。また船舶規制や人道援助に対する規制の問題もある。1996年にはヘルムズ・バートン法によってさらに制裁は強化された。同法によれば米国においてキューバ政府によって収容された米国資産に直接的、間接的に関与した外国企業を提訴することができるようになっている。これらの措置によってキューバにおける国民の健康状況は急激に悪化している⁵⁾。

(2) 国連による対イラク制裁

国連による対イラク制裁はイラクの一般市民に与えた深刻な影響が問題点として指摘されてきた⁶⁾。安保理は「石油と食糧交換計画」で人道的免除措置のプログラムを実施したが、これが実効的な効果をあげなかったことが問題であった。安保理は一般市民に対する被害を最小限にいとめようとしたわけであるが、法的な要請に基づいて行ったものであるのかという点については明確ではない。

対イラク経済制裁が大きな人道上の損害を与えた原因として、「石油と食糧交換計画」における資金の不正使用の問題や、イラク制裁委員会における手続きの問題、イラク政府の人道物資配給の方法の問題等が指摘されている。

また、ひとつの要因として忘れてはならないこととしては、イラク国内には多数の国内避難民が存在しており、これらの人々に対しては一般的に人道物資が配給されにくかったという点がある。イラク北部にはイラク政府の「アラブ化キャンペーン」および「アル・アンファルキャンペーン」の結果、国内避難民となったクルド、トルクメン、アッシリア等の民族がおり、さらにクルドについては二つの主要勢力間の争いによる国内避難民が多数発生していた。イラク北部の場合は、国連イラクプログラムによって直接的な援助活動が展開されてはいたが、国内避難民に対しては十分な対応ができなかったと指摘されている。また、南部ではイラン・イラク戦争、また政治的・宗教的迫害によるシーア派の国内避難民、また、湿地を軍事的に利用するために移動を強いられたマッシュ・アラブの国内避難民が存在していた。正確な統計はないが、これらの国内避難民は100万人の規模にのぼっていたことが考えられる⁷⁾。

イラクのケースについて検討する場合に、根本的な問題は「イラク市民に対する重大な損害は、国際社会が任務を遂行するために必要であったとして正当化することができるのであろうか」という点である⁸⁾。

同時に問題となってくるのは、「国際社会の任務を定義することは可能であるのか」という点である。イラクの場合、大量破壊兵器の廃棄に焦点が当てられたわけであるが、人権、人道の観点からは、経済制裁措置自体に問題があったことが浮かび上がってくるのである。対イラク経済制裁の経験を基に、経済制裁措置は不可避的に不当であり、人権侵害に結びつくという観点から、将来的には廃止すべきであるとする論者もいる⁹⁾。

3. 人権保障の観点からみた経済制裁の合法性

経済制裁措置の合法性について検討する際、国際法の観点からみた安保理決

議の合法性について検討することが必要であろう。国際法の観点から安保理決議が違法であり得ることを前提としなければならない¹⁰⁾。

国連憲章第1条第1項は国連の目的として「国際法の原則に従って」国際的紛争の解決を行うものとしている。しかしながら、国連憲章の起草過程から、国際の平和と安全の維持は国際法と結び付けられていないとされ、安保理は行動を起こす前に国際法上の合法性について決定する必要性はないと考えられている¹¹⁾。

国連憲章24条2項によれば、安保理は国連の目的及び原則に従って行動しなければならない。よって、国連憲章7章のもとの強制措置を発動するにあたって、安保理は人権の尊重についてこれを著しく損なうことがないようにしなければならないと議論することも可能であろう¹²⁾。

国連の機関である安保理は国際人道法、国際人権法を含む一般国際法規範のもとで行動しなければならないと議論することも可能である¹³⁾。

しかしながら、安保理が制裁措置を発動するにあたって、人権について言及されたケースは極めて少ない¹⁴⁾。

とくにイラクのケースについては、犠牲を防ぐ方法があったように考えられ、制裁がこの点で国際人権法違反であったと議論することも考えられよう。

この点では国際人権規約について検討することが有益であろう。

社会権規約の第11条第1項は「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。」と規定している。さらに第2項は、「この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。(a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。

(b)食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。」と規定している。

また、社会権規約の12条1項は「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。」と規定し、第2項は「この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。(a)死産率及び幼児の死亡率を低下させたための並びに児童の健全な発育のための対策 (b)環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善 (c)伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧 (d)病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出」と規定している。とくに2項がいくつもの措置について言及していることは、その他の規定に比べて実体のある確実な規定として意図されているとの指摘がある¹⁵⁾。

自由権規約の6条についても言及する必要があるだろう。自由権規約第6条は生存権に関する規定である。この規定は国家の積極的関与によって実現されるべきものである。しかしながら、その解釈において、締約国は広範囲の定義をすることには否定的である。その理由は第6条が自由権に関する規定であって、生活水準に関する規定ではないという点にあった。すなわち、飢餓や疾病から個人を保護することは含まれてはいないという考え方であった。しかしながら、規約人権委員会は第6条に関する一般的意見を採択し、この規定が幼児死亡率の削減等を含むものであるとする見解をとった¹⁶⁾。このような解釈に基づくとすれば、飢餓状況等の発生に対して何らの措置もとらない国家は自由権規約第6条に違反していると言うことができる。

国家に対して、これらの規定はどのような義務を課していると言うことができるであろうか。社会権規約第11条によれば、権利の実現のために適当な措置をとることがその内容であると言える。社会権規約12条も権利の実現のために締約国がとるべき措置について規定している。社会権規約については締約国は「漸進的実現義務」を負っているのであり、即時的な実現義務を負っているわけではない。しかしながら、これは国家が何らの措置もとらないことを正当化するものではない。対イラク経済制裁措置との関連で考察するならば、イラク

は社会権規約の締約国であったので、これらの規定を誠実に履行する義務があったと言える。

続いて国際法のもとにおける国家の国際協力義務について検討する必要がある。社会権規約はこの点について第2条1項で明確に規定している。また、11条においても国際協力義務について明確に規定している。社会権規約11条に関する社会権委員会の一般的意見は以下の通り述べている。(a)締約国の義務について：締約国は他の国家における食糧を得る権利の享受を尊重し、権利を保護し、食糧へのアクセスを助長し、必要な援助を提供するために措置をとるべきである。締約国はいかなる場合においても、食糧禁輸措置や他国における食糧生産・食糧へのアクセスを危険に陥れる同等の措置をとることを控えるべきである。(b)締約国及び国際組織の義務について：締約国は一国または共同して緊急時において、難民、避難民への援助を含め災害援助、人道援助を提供する協力を行う責任を有する。食糧援助は現地の生産者、市場に損害を与えないようなかたちで提供されなければならない¹⁷⁾。

また、社会権委員会は一般的意見14において、健康を享受する権利について以下の通り述べている。

- (a) 締約国は他国における健康を享受する権利を尊重し、法的、政治的手段によって影響力を行使し得るのであれば、第三国が他国においてこの権利を侵害することを妨げなければならない。利用可能な資源によって、必要な場合には援助を提供することによって、締約国は他国における必要な健康施設、商品、サービスへのアクセスを助長しなければならない。
- (b) 締約国は共同して緊急時において、難民、避難民への援助を含め災害援助、人道援助を提供する協力を行う責任を有する。各国はその能力を最大限に発揮して、この責務に貢献しなければならない。
- (c) 締約国はいかなる場合においても医薬品・医療機器の禁輸措置や他国における医薬品・医療機器の供給を制限する同等の措置をとることを控えるべきである。そのような物資に関する制限は政治的、経済的圧力を行使する手段として用いられてはならない¹⁸⁾。

これらの一般的意見が現時点において国際慣習法化しているとは言えないで

あろうが、人道的免除措置の根拠として重要であろう。

さらに、社会権委員会は1997年にその「一般的意見8」として、「経済制裁と経済的・社会的・文化的権利の尊重との関係」に関する見解を表明している。

ここで社会権委員会は安保理が経済制裁措置を課す場合においても社会権を尊重しなければならないことを確認している。とくにこの関連において、安保理が設定する制裁レジームが人道的免除措置を含むものとなってきた点を指摘している。同時に、社会権委員会は人道的免除措置が實際上、効果をあげていないことを指摘し、人権の側面が考慮に入れられる必要があると主張している。社会権委員会は制裁措置の実施に関しては何ら権限を有していないわけであるが、社会権規約の遵守という点においてこれを監視する責任があることから、本件に関与することとなる。

社会権委員会は制裁対象国の義務と制裁を課す国々の側の義務に分けて検討を行っている。まず、制裁対象国については、経済制裁を課されている状況にあっても、その国民に対して社会権を保障する義務から免れるわけではないという点を指摘している。続いて制裁を課す国々の側の義務については3点を指摘している。第一に制裁レジームを考案する際に社会権を十分に考慮に入れる必要があるという点、第二に実効的な監視の必要性という点、第三に制裁対象国の貧困層が不均衡な困窮を経験している場合にこれに対し国際援助と協力の手段をとる義務があるという点である。

また、ウィーン人権宣言および行動計画は国家に対し、食糧が政治的圧力を行使するための道具として使用されないよう確認している¹⁹⁾。

このように人道的免除措置を法的に根拠付けると考えられる法的文書は多数存在している。またこれは文化的、宗教的相違等を超えて普遍的価値を有するものであろう²⁰⁾。しかしながら、実際には対キューバ、対イラク経済制裁にみられるような付随的損害としての人道問題は生じているのである。国際社会はこれに対してどのように対応していくことが可能であろうか。

国民の大多数が経済制裁措置の根拠となった政府指導者による違法措置に対し同意しているとは推定しにくいケースもある²¹⁾。このような場合に、食糧や医薬品に対して禁輸措置をとることは国際法に違反しているのではないかとの

推定がはたらく。少なくとも世界の食糧供給を危機に陥れるような経済制裁措置は強行規範に違反するとの見解もある²²⁾。

2002年には国連総会が食糧の政治的、経済的圧力行使の手段としての利用を禁じる決議を採択している²³⁾。このような内容の国際慣習法規範が成立しているかどうかという点についてはより詳細な検討が必要となろう。少なくとも重大な人権侵害につながるようなケースにおいては食糧、医薬品の禁輸措置を違法とする内容の国際慣習法の存在を立証できることが望ましい方向性である。この点においては国連総会その他の国際会議の決議等を国家の法的信念を示すものとして検討していくことが必要であろう²⁴⁾。

4. 「経済制裁の合法性」に関する研究

ジュネーブ高等国際問題研究大学院のゴウランド・デバ教授が2001年に編集した共同研究『国連制裁と国際法』は本件について有益な材料を多く提供している²⁵⁾。その第2部は「制裁と人道問題」と題していくつかの論文を収録している。

クラブハムは「制裁と経済的社会的文化的権利」と題する論文の中で3つの問題点を指摘している。すなわち第一に「国連は経済的社会的文化的権利を侵害するかたちで制裁を課することができるのか」、第二に「制裁を課することによって生じた人権侵害に対し国連は責任を負うのか」、第三に「制裁を採択した安保理理事国はどのような条件のもとで人権侵害に対して責任を負うことになるのか」という3つの問題点である。

ここでクラブハムはリースマンとステヴィックによる研究²⁶⁾を引用しながら、「均衡性と必要性」が主要な争点となってくることを指摘している。すなわち、現実の状況について考察する場合に「均衡性」、「必要性」といった要件は必ずしも自明のものではないという問題である。社会権委員会の「食糧を得る権利」に関する一般の意見はこれに対して「いかなる場合においても国家は他国の食糧生産や食糧へのアクセスを危機に陥れるような食糧禁輸等の措置を慎まなければならない」とし、「均衡性」、「必要性」の要件ではなく絶対的禁

止の立場をとっている。この点は国際人道法においてたとえばジュネーブ諸条約第一追加議定書の54条1項が「戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くことは、禁止する。」と規定していることに近い。

2002年のハーグ・アカデミーにおいてはモロッコの国連大使等を歴任し、現在は国際司法裁判所の判事となっているベヌーナが「国連による経済制裁」の題目で講義を行った²⁷⁾。

また、前述のリースマンとステヴィックによる「国連経済制裁プログラムへの国際法基準の適用」も本件課題を検討するにあたって主要な参考文献であると言うことができる²⁸⁾。

さらに、デイビッドソンは2003年に「国連による制裁の法的限界」と題する研究を発表している²⁹⁾。ここではロッカビー・ケースの分析等を通じて、安保理が決定において国際法のもとにあることを確認している。そのうえで国際法上の原則として「人道の原則」、「必要性の原則」、「均衡性の原則」等を指摘し、安保理もこれらの国際法上の原則を遵守する必要がある、さらにユス・コーゲンスにあたる規範を安保理が遵守すべきであると指摘している。

オールストンは国連大学における共同研究の中で「食糧を制裁の手段として使用しないことは国際法から生じる国家の義務のひとつである」と指摘している³⁰⁾。

国際赤十字委員会の法務官であるクーンは、国際赤十字委員会の見解として、制裁が正当であるとみなされるためには付随的被害の範囲には限界がある旨指摘している³¹⁾。

経済制裁の合法性について検討する場合に困難な点は、国連が経済制裁措置をとっている場合には、様々な人権、人道諸機関もまた、同じ国連システムの中に存在しているという点である³²⁾。

ユニセフ職員のランドグレンは社会権委員会の一般的意見8に関連して、イラクの状況を見た場合に、理論と実践が異なっていると指摘している³³⁾。

2000年に国連人権高等弁務官事務所が作成した報告書においても、経済制裁における人権の側面の検討が緊急に行われるべきことが指摘されている。国連人権高等弁務官事務所は、関与している諸国がその資源を最大限に使用して人権状況の改善に努力する義務がある旨指摘している。

5. むすびにかえて

キューバ、イラク等の事例から国際社会が得た教訓としては、経済制裁措置による付随的人権侵害を最小限にするためには、制裁レジームに時間的制約を設ける必要性があるということであろう³⁴⁾。この点については、最近の事例として安保理はシエラレオネ、リベリア、エリトリア・エチオピアのケースにおいて制裁に時間的制約を設けている。

2005年のワールド・サミット・レポートにおいては、安保理と事務総長に対して、経済制裁措置にあたっては国際法に従って公正かつ透明性の高い手続きを要請するとともに、人道的免除措置を付与すべきことを指摘している³⁵⁾。

前述の研究論文においてリースマンとステヴィックはさらに洗練された経済制裁プログラムが考案されるべきであると指摘していた³⁶⁾。この関連では、「石油と食糧交換計画」を「市民経済開発プログラム」に変更すべきである旨論じていた³⁷⁾。

安保理については、その構成や手続き等において常に正当性に関する議論がある。この点では、経済制裁措置の実施にあたって、国連加盟国が共通に法的義務として負っている国際法規範の原則に言及しながらそのシステムを構築することは重要であろう³⁸⁾。

実際、国連の経済制裁措置に対するアプローチはいくつかの原則等を形成してきているということができ、それらが国連の行動に対して正当性の基礎を提供していると言うことができよう³⁹⁾。

国連システムの中で、安保理決議に依拠するならば、経済制裁措置の戦略的目的は理論的、手続き的には正当性を得ているということになる。しかしながら、問題は安保理が正当に国際社会の意思を反映していると言うことができるのかという点にある。この点から、正当性を確保するために、国際社会の任務をどのようにして実効的に遂行するのかという観点からアプローチしていくことは重要であると考えられる。

- 1) 西南学院大学法学部教授、ジョージタウン大学国際経済法研究所客員研究員（2006年4月－9月）。本稿は「2006年度西南学院大学在外研究b」による研究成果の一部である。
- 2) 以下の拙稿参照。
松隈潤「経済制裁における人道的例外措置」横田洋三・山村恒雄編『現代国際法と国連、人権、裁判』国際書院、2003年
松隈潤「経済制裁の法的規制」『西南学院大学法学論集第39巻第1号』2006年
Matsukuma, Jun “Legitimacy of Economic Sanctions—An Analysis of Humanitarian Exemptions of Sanctions and the Right to Minimum Sustenance”, in Hilary Charlesworth and Jean Marc Coicaud, (ed.), *Fault Lines of International Legitimacy*, United Nations University Press, 2006 (forthcoming).
- 3) Lowenfeld, Andreas F., (2003) *International Economic Law*, Oxford University Press, pp.718-719.
- 4) Carter, Barry E. with the assistance of Williams, Michael, T. (2002) *Study of New U.S. Unilateral Sanctions 1997-2001*, Georgetown Law Center.
上記資料によれば、2002年時点での米国の一方的経済制裁対象国は以下の国々であった。アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ミャンマー、ブルンジ、カンボジア、カナダ、中国、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、キューバ、ジブチ、エジプト、ガンビア、グルジア、グアテマラ、ギニア・ビサウ、ハイチ、ホンジュラス、インドネシア、イラン、イラク、イタリア、コートジボアール、日本、ヨルダン、カザフスタン、クウェイト、キルギスタン、ラオス、レバノン、リベリア、リビア、モルジブ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、旧ソ連邦諸国、ナイジェリア、北朝鮮、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サウジアラビア、ソマリア、スリランカ、スーダン、シリア、台湾、タジキスタン、タンザニア、タイ、チュニジア、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、UAE、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、セルビア・モンテネグロ、ジンバブエ
- 5) LaRae-Perez, Cassandra (2002) “Economic Sanctions as a Use of Force : Reevaluating the Legality of Sanctions from an Effects-Based Perspective,” *Boston University Law Journal*, 20 (1):168-171.
- 6) Bennoune, Karima (2002) “Sovereignty vs. Suffering? Re-examining Sovereignty and Human Rights through the Lens of Iraq”, *European Journal of International Law*, 13 (1):243-262.
- 7) 本件については以下の文献を参照。
Fawcett, John and Tanner, Victor (2002), *The Internally Displaced People in Iraq*, The Brookings Institution.

- Human Rights Watch (2003), *Iraqi Refugees, Asylum Seekers, and Displaced Persons ; Current Conditions and Concerns in the Event of War*, Human Rights Watch.
- Garfield, Richard (1999), *The Impact of Economic Sanctions on Health and Well-Being*, ODI Relief and Rehabilitation Network.
- 8) Cortright, David, and Lopez, George A. (2000), eds., *The Sanctions Decade, Assessing UN Strategies in the 1990s*, Boulder: Lynne Rienner, pp. 46-47.
 - 9) Khun, Michele (2001) “UN Sanctions and ICRC’s Mandate” in V. Gowlland-Debbas, ed., *United Nations Sanctions and International Law*, Den Haag: Kluwer Law International.
 - 10) Doehring, Karl (1997) “Unlawful Resolutions of the Security Council and their Legal Consequences”, *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, vol. 1 , pp.91-109.
 - 11) Wolfrum, R. (1994) “Article 1”, in B. Simma, ed., *The Charter of the United Nations*, Oxford: Oxford University Press, pp. 49-56.
 - 12) Craven, Matthew (2002) “Humanitarianism and the Quest for Smarter Sanctions”, *European Journal of International Law*, 13 (1): 43-61.
 - 13) O’Connel, Mary Ellen (2002) “Debating the Law of Sanctions”, *European Journal of International Law*, 13 (1): 63-79.
 - 14) Craven, Matthew, op., cit.
 - 15) Toebes, Brigit C. A. (1999) *The Right to Health as a Human Right in International Law*, Antwerpen: Intersentia, pp. 292-301.
 - 16) Human Rights Committee, General Comment 6 , Article 6 (Sixteenth session, 1982) U.N.Doc.HRI/GEN/I/Rev.at6 (1994).
 - 17) United Nations (1999) “The right to adequate food”, E/C.12/1999/5, General Comments, United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights, New York: Economic and Social Council, para. 12.
 - 18) United Nations (2000) “The right to the highest attainable standard of health”, E/C.12/2000/4, General Comments, United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights, New York: Economic and Social Council, para. 14.
 - 19) Vienna Declaration and Programme of Action, part I, para. 31.
 - 20) Universal Declaration on the Eradication of Hunger and Malnutrition, World Food Conference 16th plenary meeting, E/CONF.64/20, 16 November 1974.
 - 21) Fausey, Joy K. (1999) “Does the United Nations’ Use of Collective Sanctions to Protect Human Rights Violate its Own Human Rights Standards ?”, *Conneticut Journal of International Law* 10:193.
 - 22) Whiteman (1977) “Jus Cogens in international law, with a projected list”, *Georgia Journal of International and Comparative Law*, vol. 7, pp. 609-626.
 - 23) United Nations (2002), A/RES/56/155, New York: General Assembly, 15 February.
 - 24) Commission on Human Rights resolution 2002/25, The Rome Declaration on World Food

- Security and the Plan of Action of the World Food Summit, Food and Agriculture Organization of the United Nations, Report of the World Food Summit, 13-17 November 1996 (WFS96/REP), part one, appendix
- World Food Conference Rome, 5-16 November 1974, Resolution V, ILO Recommendation No.89, ILO Recommendation No.135.
- 25) Vera Gowlland-Debbas (ed.), *United Nations Sanctions and International Law*, Kluwer Law International, 2001.
 - 26) W. Michael Reisman and Douglas L. Stevick (1998), "The Applicability of International Law Standards to United Nations Economic Sanctions Programmes", *European Journal of International Law*, 9(1):86-141.
 - 27) Bennouna, Mohamed (2002) "*Les sanctions économiques des Nations Unies*", *Recueil des cours*, Volume 300, pp. 9-77.
 - 28) W. Michael Reisman and Douglas L. Stevick, op.cit.
 - 29) Elias Davidsson (2003) "Legal Boundaries to UN Sanctions", *The International Journal of Human Rights*, 7(4):1-50.
 - 30) Alston, Philip (1984) "International Law and the Right to Food", in A. Eide, W.B. Eide, S. Goonatilake, J. Gussow and Omawale, eds., *Food as a Human Right*, Tokyo: United Nations University Press, pp. 162-174.
 - 31) Khun, Michele, op., cit.
 - 32) Weiss, Thomas G.; Cortright, David; Lopez, George A.; and Minear, Larry (1997) "Economic Sanctions and Their Humanitarian Impacts: An Overview", in Thomas G. Weiss, David Cortright, George A. Lopez and Larry Minear, op.cit., pp. 15-34.
 - 33) Landgren, Karin (2001) "UN Sanctions - Dilemmas for UNICEF", in V. Gowlland-Debbas, ed., *United Nations Sanctions and International Law*, pp. 205-210.
 - 34) de Wet, Erika, *The Chapter VII Powers of the United Nations Security Council*, Oxford: HART Publishing, pp.250-255.
 - 35) A/59/HLP/CRP.1/Rev.2
 - 36) Reisman, W. M. and Stevick, D. L. (1998) op., cit.
 - 37) Cortright, David; Millar, Alistair; and Lopez, George A. (2001) op., cit.
 - 38) Angelet, Nicolas (2001) "International Law Limits to the Security Council", in V. Gowlland-Debbas, ed, op.cit., pp. 71-82.
 - 39) Zacklin, Ralph (1974) *The United Nations and Rhodesia*, New York: Prager, p. 45.